

行田市建築物耐震改修促進計画

平成21年3月

行 田 市

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第 1 | 総則 | |
| 1 | 行田市建築物耐震改修促進計画の位置付け | 1 |
| 2 | 行田市耐震改修促進計画策定検討会議の設置 | 1 |
| 第 2 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | |
| 1 | 市の地震履歴 | 2 |
| 2 | 市の地震規模 | 2 |
| 3 | 市の想定される地震の規模、被害状況 | 3 |
| 4 | 建築物の耐震化の現状及び目標設定 | 3 |
| 5 | 建築物の耐震化の推進 | 7 |
| 第 3 | 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | |
| 1 | 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針 | 7 |
| 2 | 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 | 8 |
| 3 | 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | 8 |
| 4 | 地震時の安全対策に関する事業の概要 | 9 |
| 5 | 重点的に耐震化すべき区域の設定 | 9 |
| 第 4 | 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | |
| 1 | 詳細な地震防災マップの作成及び公表の方法 | 9 |
| 2 | 情報提供の充実及び相談体制の整備 | 9 |
| 3 | リフォームに合わせた耐震改修の誘導 | 10 |
| 4 | 地域住民等との連携による啓発活動の方針 | 10 |
| 第 5 | その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な施策 | |
| 1 | 関係団体等による協議会の活用 | 10 |
| 2 | パトロールによる空家の確認及び撤去の促進 | 10 |
| 第 6 | 市有建築物の耐震化の方針 | |
| 1 | 耐震診断及び耐震改修の対象建築物 | 11 |
| 2 | 耐震改修の目標値 | 11 |
| 3 | 耐震改修の目標年次 | 12 |
| 4 | 耐震改修の優先順位 | 12 |
| 第 7 | 参考資料 | 13 |

第1 総則

1 行田市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災の地震による直接的な死者の9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定された。

その後、平成19年能登半島地震（平成19年3月）、平成19年新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にある。さらに東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという減災目標が定められた。この目標を達成するためには、住宅の耐震化が、もっとも重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられている。

このような状況の中、地震防災推進会議の提言を踏まえ、法の改正案が平成17年の特別国会に、提出、可決され、平成18年1月26日に関係省令、告示と併せて施行された。

改正法により、国土交通大臣が定める基本方針【資料編参照】に基づき、埼玉県では建築物耐震改修促進計画（平成19年3月）が策定されている。さらに、法第5条第7項では、市町村は基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努める規定となっていることから、本計画はこの規定に基づき策定するものである。

2 行田市耐震改修促進計画策定検討会議の設置

行田市耐震改修促進計画（案）を作成するために、行田市建築物耐震改修促進計画策定の基本方針（平成19年12月）に基づき、関係各課を交えた検討会議を実施した。

企画政策課・・・・・・・・計画全般に関する事項

防災安全課・・・・・・・・市地域防災計画との整合性に関する事項

建 築 課・・・・・・・・市有建築物（市営住宅等）の耐震化に関する事項

財 政 課・・・・・・・・市有建築物の耐震化の計画に関する事項

耐震改修等の助成制度に関する事項

教育委員会・・・・・・・・市有建築物（学校等）の耐震化に関する事項

消防本部・・・・・・・・市有建築物（消防庁舎等）の耐震化に関する事項

開発指導課・・・・・・・・計画の作成

一般住宅に関する建築物の耐震診断、耐震改修に関する事項

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 市の地震履歴

本市の地震被害は、天明3年(1783)の浅間山大噴火や安政2年(1855)の江戸大地震に被害があったと文献に記されているが、概して少ない。

近年、県下に被害をおよぼした地震の被害の記録は、次のとおりである。

(H19.3 行田市地域防災計画)

| 年月日 | 地震名 | 被害状況 |
|-------------------------|-------|--|
| 大正12年 (1923) 9月1日 | 関東大震災 | 行田市内で一番高かった日の屋(下町)の煙突が半分に折れ、墓石が次々と倒れた。家屋の破壊されたものも相当の数にのぼった。太田地区の見沼代用水(須戸橋)に沿う農家の庭先では青い砂が噴出したり、道路に地割れを生じたほどであった。幅の広いところは一尺五寸(約45cm)、狭い場所でも五寸(15cm)もの地割れがあった。 埼玉県下の被害は、死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、全壊家屋9,268戸、半壊家屋7,577戸であった。 |
| 昭和6年 (1931) 9月21日 | 西埼玉地震 | この地震による被害は、埼玉県中部・北部の荒川・利根川沿いの沖積地に集中したが、行田市内での被害の記録はない。 被害の密度は小さく、住家・非住家の全壊をすべて含めても戸数に対する倒壊家屋の比率は最大の笠原村(現在の鴻巣市大字笠原)で7.3%、小谷村(現在の鴻巣市大字小谷)で3.1%にすぎない。笠原・深谷・鴻巣・旧吹上付近の被害が大きく、吹上村大芦(180余戸中)で全壊家屋17戸、半壊22戸であった。 |

2 市の地震環境

地震は、プレートの地震[関東地震(関東大震災)、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など]と、活断層の地震[西埼玉地震、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、新潟県中越地震]の2つのタイプに大別される。

プレート地震は、今後、発生間隔が約200~300年とされる関東地震(関東大震災)と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されている。

このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震(関東大震災)後80年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように非常に激しい被害をもたらすものである。

市域内には、現在のところ活断層は確認されていない。しかし、市域周辺には活断層及び

活断層と推定される断層が確認されており、地震時に活動して被害を及ぼすおそれもある。市の周辺（市域より 20km 圏内）に位置する活断層は、次表のとおりである。

（〔新編〕日本の活断層）

| 断層名 | 确实度 | 活動度 | 長さ (km) | 走向 |
|---------|-----|---------|---------|----|
| 深谷断層 | | B | 10 | NW |
| 櫛挽断層 | | C | 5 | NW |
| 江南断層 | | C | 3 | NW |
| 今市 - 菅谷 | | C | 3 | NW |
| 綾瀬川断層 | | B (C) | 26 | NW |

- (注) 确实度 : 活断層であることが確実なもの
: 活断層であると推定されるもの
: 活断層の疑いのあるリニアメント（地形的に続く線状の模様）
- 活動度 A : 1m / 1000 年のオーダー
B : 0.1m / 1000 年のオーダー
C : 0.01m / 1000 年のオーダー

3 市の想定される地震の規模、被害状況

行田市地域防災計画では、市の南東部約 14km に位置する綾瀬川断層を震源断層とし、地震規模がマグニチュード 7.4 の内陸型の地震が発生した場合を想定し、その被害を概ね次のように想定している。

| 建物被害 | | | 人的被害 | |
|------|--------|-------|------|-----|
| 種別 | 木造棟数 | 非木造棟数 | 種別 | 人数 |
| 大破 | 1,008 | 2 | 死者 | 16 |
| 中破 | 5,151 | 19 | 負傷者 | 454 |
| 微小 | 38,687 | - | | |
| 計 | 44,846 | 21 | 計 | 470 |

- 大破：倒壊及び現在のままでは住めない状況の建物
中破：そのままでも住める状態であるが、かなりの修理を必要とする建物
微小：中破の状態よりさらに軽微な状態の建物

4 建築物の耐震化の現状及び目標設定

埼玉県建築物耐震改修促進計画において、「多数の者が利用する民間建築物（法第 6 条第 1 号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が 3 以上、かつ延べ面積が 1,000 m²以上の建築物）」の耐震化の推進は、県及び所管行政庁 10 市が取り組

むこととしているため、本市が取り組む耐震化すべき建築物は「住宅」及び「多数の者が利用する市有建築物（階数が3以上、かつ延べ面積が1,000㎡以上の建築物）」とし、平成27年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下のとおりとする。

なお、この目標値は、一定期間（3年）毎に耐震化の進捗状況により検証を行うものとする。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であることから、本計画の目標年次である平成27年度以降も引き続き、耐震化を促進することとする。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成15年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した平成20年3月31日現在の本市の住宅の耐震化率の現状は、住宅総数約29,600戸のうち耐震性のある住宅が約20,700戸で、耐震化率は70%である。

この計画において平成27年度における住宅の目標耐震化率を90%と設定する。

住宅の耐震化率の現状

| | | |
|-----------|-----|----------------|
| 住宅・土地統計調査 | 62% | (平成15年10月1日現在) |
| 現状(推計) | 70% | (平成20年3月31日現在) |



住宅の耐震化率の目標

| | | |
|-----|-----|----------|
| 目標値 | 90% | (平成27年度) |
|-----|-----|----------|

住宅の耐震化の現状と目標

(単位：戸)

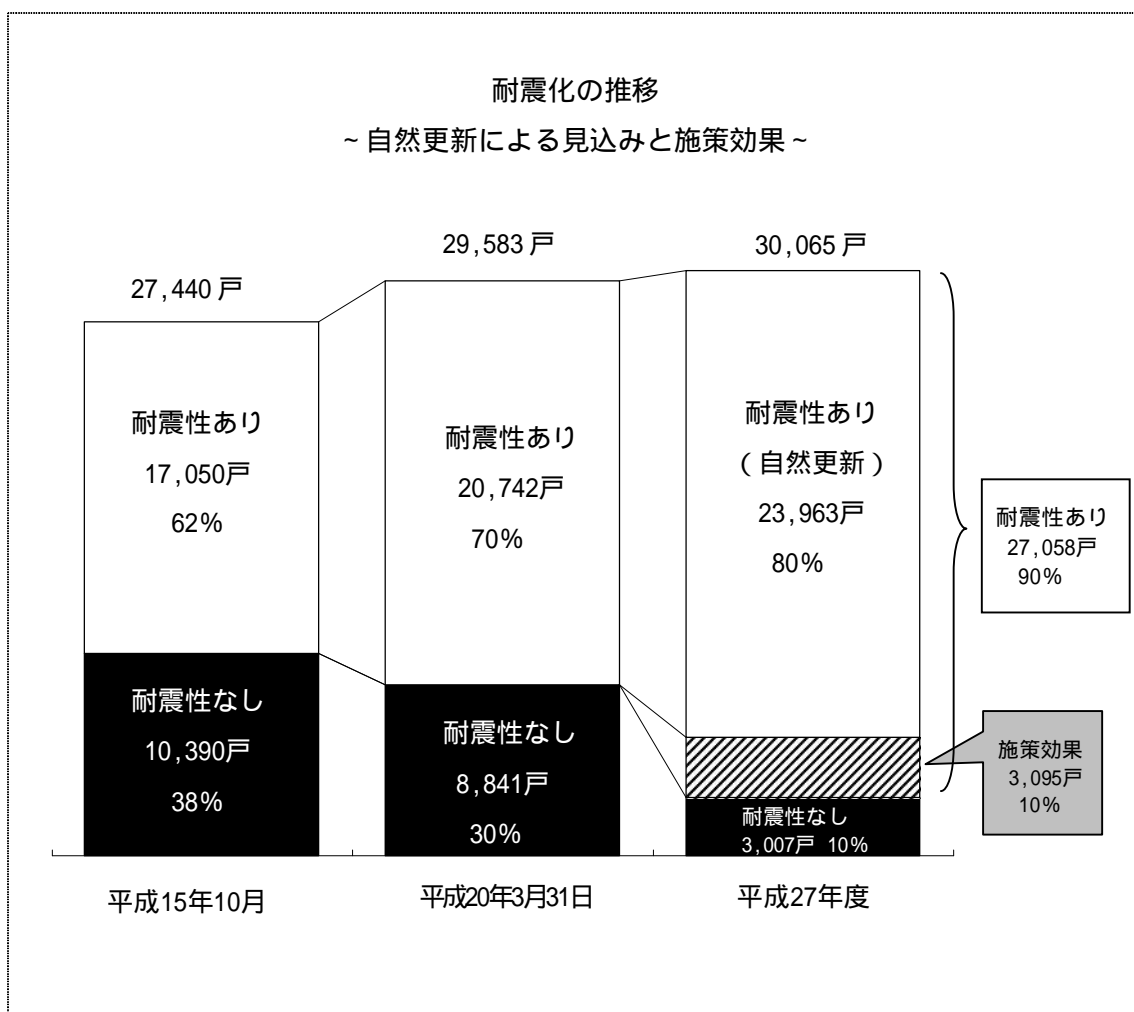
| | 昭和56年5月までの 旧耐震基準の住宅 | | | 昭和56年6 月以降の 新耐震基 準の住宅 | 計 | 耐震化率 (%) |
|------------------|------------------------|-----------|-----|--------------------------------|---------|-------------|
| | 耐震性 なし | 耐震性 あり | | | | |
| | a | b | c | d | e(=a+d) | f(=(c+d/e)) |
| 平成15年 10月1日現在 | 10,630 | 10,390 | 240 | 16,810 | 27,440 | 62 |
| 平成20年 3月31日現在 | 9,216 | 8,841 | 375 | 20,367 | 29,583 | 70 |
| 平成28年 3月31日目標 | 3,893 | 3,007 | 886 | 26,172 | 30,065 | 90 |

「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）

平成 27 年度までに耐震改修が必要な戸数を推定するため、平成 27 年度における市の住宅総数を、市の将来推計人口及び平均世帯人員の将来推計値から将来推計世帯数を算出することにより求めた。

住宅の耐震改修及び建て替えの実績による傾向（以下「自然更新」という。）から予測される耐震化の推移は、以下のグラフのとおりであり、平成 27 年度における耐震性ありの戸数は、23,963 戸と推計される。

このことから、平成 27 年度の目標耐震化率を達成するには、施策効果により約 3,095 戸の住宅の耐震化を図ることが必要である。



「耐震化」とは、現行の耐震基準【資料編参照】を満足する建築物とするため、建替えや耐震改修を行っていくこと。

(2) 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状と目標設定

1) 耐震化の現状

市有建築物の耐震化率の現状は平均 91% である。

市有建築物の耐震化の現状

| 市有建築物 | 昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の建築物 | | | 昭和 56 年 6 月以降の新 耐震基準の 建築物 | 計 | 耐震化率 (%) |
|---------|-----------------------------|-----------|----|------------------------------------|----|-------------|
| | 耐震性 なし | 耐震性 あり | | | | |
| | a | b | c | | | |
| 学 校 | 22 | 0 | 22 | 12 | 34 | 100 |
| 病院・診療所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 劇場・集会所等 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 50 |
| 店 舗 | - | - | - | - | - | - |
| ホテル・旅館等 | - | - | - | - | - | - |
| 賃貸住宅等 | 9 | 2 | 7 | 5 | 14 | 86 |
| 社会福祉施設等 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 消防庁舎 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100 |
| その他一般庁舎 | 3 | 1 | 2 | 0 | 3 | 67 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 36 | 5 | 31 | 19 | 55 | 91 |

「市有建築物」：階数 3 以上、かつ、延べ面積 1,000 m²以上の市有建築物

2) 耐震化の目標

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められる。

このことから、埼玉県建築物耐震改修促進計画の目標耐震化率を踏まえ、平成 27 年度における目標耐震化率を 100%と設定する。

市有建築物の平成 27 年度の耐震化率の目標

| 市有建築物 | 現状耐震化率 (%) | 用途別目標耐震化率 (%) | <県計画の目標耐震化率> |
|---------|------------|---------------|--------------|
| 学 校 | 100 | 100 | <100> |
| 病院・診療所 | - | - | |
| 劇場・集会所等 | 50 | → 100 | <95> |
| 店 舗 | - | - | |
| ホテル・旅館等 | - | - | |
| 賃貸住宅等 | 86 | → 100 | <95> |
| 社会福祉施設等 | 0 | → 100 | <95> |
| 消防庁舎 | 100 | 100 | <100> |
| その他一般庁舎 | 67 | → 100 | <100> |
| そ の 他 | - | - | |
| 平 均 | 91 | → 100 | |

5 建築物の耐震化の推進

(1) 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

このため、市としては住宅の耐震化を積極的に進めることとするが、住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化に要する費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供の充実が必要である。

こうした問題に効果的に対処するために、県との役割分担のもと、住宅の耐震化の推進に努めるものとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・H27年度目標耐震化率 90%

(2) 市有建築物

市有建築物は、地震が発生した場合には災害対策を推進していく上で重要な拠点となる施設が多い。

市庁舎は災害対策本部の設置場所となり、被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校や公民館は避難場所等として利用されるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として利用される。

このため耐震性の確保が大変重要であり、今後も引き続き使用する市有建築物のうち、耐震診断が行われていないものについては、速やかに耐震診断を行うとともに、その結果、耐震改修が必要な市有建築物については、耐震改修工事を実施して計画的な耐震化の推進に取り組むものとする。

第3 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市と県は、住宅及び建築物の所有者等に対する、耐震診断及び耐震改修の支援について、適切な役割分担、連携の下に取り組むこととする。

(1) 市及び県の役割分担

市は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に即して、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組み、県は耐震化の促進に取り組む市町村に対する必要な支援を行うとともに、市町村有建築物以外の多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の支援制度を検討するものとする。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る支援

市は、県と連携して次の支援を行う。

- ・市民に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発、情報提供
- ・無料簡易耐震診断の実施（出前診断を含む）
- ・耐震改修、安心リフォーム相談会の開催
- ・その他の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 助成制度の活用

耐震改修を行う際には、既存の「行田市住宅改修資金補助金交付要綱」を活用する。

- ・補助対象：個人住宅又は併用住宅で、市内業者が行った20万円以上の改修工事
- ・補助率：改修工事に要した費用の5/100
- ・補助限度額：10万円

(2) 融資制度の活用【資料編参照】

住宅及び建築物の耐震化には、次のような融資制度があり、市では、これらの制度の活用促進を図る。

- ・独立行政法人住宅金融支援機構：「リフォーム融資」
- ・埼玉県（民間金融機関との連携）：「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」

(3) 税制に関する措置の活用

耐震改修等について、次のような税制措置がとられている。

- ・耐震改修にかかる費用の住宅ローン減税（1%）
- ・耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制
 - 住宅：固定資産税の減額（1/2）
 - 事業用建築物：所得税、法人税に関する特別償却（10%）
- ・新耐震基準に適合する中古住宅を購入する際のローン減税（築後年数要件撤廃）

(4) 無料簡易耐震診断等の実施（出前診断を含む）

市は、引き続き無料簡易耐震診断を実施する。

特に、埼玉県建築物耐震改修促進計画で示されている県内の市町が行う2,000戸/年の診断目標戸数を達成するために、埼玉県と協力して自治会単位等での出前診断を実施する。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要がある。

埼玉県では、住宅リフォームの手引きを作成し、住宅リフォームの検査制度を創設したことから、その活用を図る。

市では、安心して耐震改修を実施できるようにするため、無料簡易耐震診断の相談窓口と併せて、リフォーム相談窓口を引き続き実施する。

4 地震時の安全対策

(1) 地震時の安全対策に係る取り組み方針

市は、県と連携し、地震時の安全対策に係る次の取り組みを行う。

- ・ブロック塀、看板等の安全点検
- ・ガラス、天井の落下防止のための安全対策の周知

(2) 緊急輸送道路沿道、通学路沿道の安全点検

市は、地震に対する緊急輸送道路沿道、通学路沿道の安全性を確保するため、埼玉県と連携して緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を適宜行う。

点検の結果、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、所有者又は管理者に対し指導・助言を行う。

また、点検後も引き続き、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努める。

5 重点的に耐震化すべき区域の設定

(1) 緊急輸送道路沿道区域

埼玉県地域防災計画に定められている緊急輸送道路【資料編参照】については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を担う道路であることから、同沿道を重点的に耐震化すべき区域と設定する。

(2) 人口集中地区（平成17年国勢調査によるD I D地区）【資料編参照】

密集した市街地での建築物の倒壊時に円滑な避難・消防活動を確保するため、人口集中地区を重点的に耐震化すべき区域と設定する。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 詳細な地震防災マップの作成及び公表の方法

市では、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性の程度を記載した地震防災マップを作成し、市内全戸配布や市ホームページに掲載する。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備

市では、建築物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を引き続き実施する。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施する。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成及び融資制度の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や費用等

- ・ブロック塀の除去、緑化助成
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

市は、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、これらの工事と同時に耐震改修工事の実施を促進するため、工事のメリットを建築主へ助言していただけるよう、建築士、工事施工者に働きかけを行う。

4 地域住民等との連携による啓発活動の方針

市では、自主防災組織【資料編参照】の育成を推進しているが、引き続き自治会を中心とした自主防災組織の結成促進、育成に努めるとともに、震災に対する地域連帯の強化及び活動の促進を図るため、次の活動を行う。

(1) 広報活動

自発的な防災組織の必要性を市民に理解していただき、あわせて防災意識の高揚を図るため、広報誌への記事掲載、パンフレットの作成・配布等により広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に防災講演会や研修会を開催し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するとともに、地震や防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

また、自主防災組織を通じて、無料簡易耐震診断を受けるように働きかけを行う。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

1 関係団体等による協議会の活用

市では、県、市町村及び建築団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」【資料編参照】を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

2 パトロールによる空家の確認及び撤去の促進

市では、確認申請が出された建築物の施工状況の確認や違法建築物を発見するために、定期的に市内のパトロールを実施している。

倒壊の恐れのある建築物で、その立地している周辺の状況等から、災害時の避難、救急・消防活動に支障を及ぼすと想定される場合には、建物所有者等に対して建物の改修や撤去を働きかけるものとする。

第6 市有建築物の耐震化の方針

1 耐震診断及び耐震改修の対象建築物

市では、埼玉県建築物耐震改修促進計画において対象としている耐震化すべき一定の規模以上の建築物に関係なく、防災上重要な機能を担う避難所等の市有建築物、市営住宅、及び保育園のうち、今後も引き続き使用する施設を耐震化することとする。

なお、耐震診断及び耐震改修の検討が必要な建築物は29棟である。

一定の規模以上の建築物：多数の者が利用する建築物(法第6条第1号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の建築物)

(用途別一覧表)

(単位：棟)

| 用途区分 | 建築物の数 | うち耐震診断及び耐震改修の検討が必要な建築物の数 (H20.12末現在) |
|-----------------|-------|---|
| (A) 防災上重要な市有建築物 | 55 | 24 |
| 防災拠点 | 6 | 2 |
| 緊急対策拠点 | 3 | 1 |
| 避難所 | 24 | 6 |
| 小中学校体育館等 | 24 | 6 |
| 公民館等 | 22 | 15 |
| (B) 保育園 | 3 | 2 |
| (C) 市営住宅団地 | 18 | 3 |
| 計 | 76 | 29 |

29棟には、下記建築物も含まれている。

- ・耐震診断で耐震性能が確認された建築物と同じ構造仕様、工法で設計建築された市営住宅団地(2棟)
- ・建物の老朽化、必要性を踏まえて、建替えや取壊し等の検討が必要な建築物

2 耐震改修の目標値

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、I s 値0.6以上とする。

ただし、用途により国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とする。

I s 値：(財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

3 耐震改修の目標年次

- (1) 一定の規模以上の建築物(5棟)

県計画の目標を達成するため、耐震診断を平成23年度までに完了させ、耐震改修を平成27年度までに完了させて、耐震化率を100%とする。

(2) 上記以外の建築物(24棟)

- ・耐震診断は、平成25年度までに完了させること。
- ・耐震改修は、平成27年度までに完了するように努める。

4 耐震改修の優先順位

(1) 市庁舎

平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震が発生した場合には、災害対策本部の設置、被害情報収集などの中心的な役割を担う建物であり、早い時期に耐震改修を行う。

(2) 避難所等23棟、保育園2棟、市営住宅団地3棟

- ・既に耐震診断が実施されている建築物については、順次、補強設計、耐震改修を進める。
- ・耐震診断が未実施の建築物は、用途、規模を踏まえて、順次耐震診断、耐震改修を実施する。

第7 資料編

国土交通大臣による基本方針

< 概要 >

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。
また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示に従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項
建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
建築物の敷地の規定を新たに追加。

- 4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

- 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等
都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表をするとともに耐震化の目標を設定。
地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業に

ついて記載。

すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

旧耐震基準・新耐震基準

昭和 53 年の宮城県沖地震後、昭和 56 年 6 月に建築基準法が改正され、建築物の構造強度に関する基準が大幅に強化された。このとき改正された構造基準が「新耐震基準」、改正以前の基準が「旧耐震基準」となる。

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建築された建築物（特に木造 2 階建ての住宅）の被害が甚大であったにもかかわらず、新耐震基準のものは被害が少なかった。

融資制度

「リフォーム融資（耐震改修工事）」

< 例 >

- ・対象建物：工事完了後の住宅部分の床面積が 50 m²以上
- ・基本融資額：1,000 万円
- ・金利：住宅の床面積、工事内容、収入などにより異なります。

「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」

< 例 >

- ・対象建物：自己居住専用户建住宅
- ・融資額：500 万円
- ・金利：連携する民間金融機関において基準金利より低い金利で融資

本市内の緊急輸送道路一覧

| 種別 | 道路管理者 | 路線番号 | 路線名 | 区間 | 市内延長 Km |
|----|-------|------|------------------|--|------------|
| 1 | 国交省 | 17 | 国道17号 熊谷バイパス | 鴻巣市箕田 ～ 熊谷市代 | 8.7 |
| 1 | 埼玉県 | 125 | 国道125号 行田バイパス | 羽生市須影(122号交差点) ～ 国道17号熊谷バイパス交差点 | 7.5 |
| 2 | 国交省 | 17 | 国道17号 | 鴻巣市箕田 ～ 熊谷市本石(本石2交差点) | 0.5 |
| 2 | 埼玉県 | 125 | 国道125号 | 行田市持田(持田IC) ～ 熊谷市佐谷田(佐谷田北交差点) | 0.9 |
| 2 | 埼玉県 | 7 | 佐野行田線 | 行田市小見(125号バイパス交差点) ～ 行田市桜町(125号交差点) | 1.4 |
| 3 | 埼玉県 | 125 | 国道125号 | 行田市桜町(佐野行田線交差点) ～ 行田市持田(持田IC) | 3.3 |
| 3 | 埼玉県 | 59 | 羽生妻沼線 | 行田市北河原(熊谷館林線交差点) ～ 熊谷市葛和田(秦小前交差点) | 0.8 |
| 3 | 埼玉県 | 66 | 行田東松山線 | 行田市桜町(125号交差点) ～ 鴻巣市鎌塚(駅入口交差点) | 2.9 |
| 3 | 埼玉県 | 77 | 行田蓮田線 | 行田市佐間(行田東松山線交差点) ～ さきたま古墳公園 | 1.3 |
| 3 | 埼玉県 | 83 | 熊谷館林線 | 熊谷市筑波(筑波交差点) ～ 行田市北河原(羽生妻沼線交差点) | 0.5 |
| 3 | 埼玉県 | 199 | 行田市停車場 酒巻線 | 行田市谷郷(125号バイパス交差点) ～ 行田市齋条(上中条齋条線交差点) | 2.1 |
| 3 | 埼玉県 | 362 | 上中条齋条線 | 南河原支所前 ～ 行田市齋条(行田市停車場酒巻線交差点) | 2.1 |
| | | | | 12区間 | 32.0 |

種別1:一次特定緊急輸送道路

消火活動や人命救助を最優先として、国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路

種別2:一次緊急輸送道路

地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

種別3:二次緊急輸送道路

地域内の防災拠点などを連絡する路線

人口集中地区

国勢調査において設定される統計上の地区で、市内で人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地区
本市では、地区面積1,010ha、地区人口52,500人（平成17年国勢調査）

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織。

災害対策基本法では、市町村がその充実に努めなければならないと規定されている。

彩の国既存建築物地震対策協議会

<概要：規約より抜粋>

（目的）

第2条 この協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物（以下「既存建築物等」という。）の耐震性の向上等の地震前の対策、及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 既存建築物の耐震性の向上に関すること

- ・ 各種情報の入手、情報交換、事例研究及び連絡調整
- ・ 関係資料の作成及び配布
- ・ 耐震相談窓口の運営

(2) 応急危険度判定実施体制に関すること

- ・ 応急危険度判定実施に係るネットワークの構築
- ・ 応急危険度判定士の訓練等
- ・ 応急判定資器材の備蓄
- ・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会との連携

(3) 既存建築物の耐震性の向上及び応急危険度判定に係る広報、啓発に関すること

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 この協議会は、協議会の主旨に賛同する県、市町村の建築行政担当課及び建築関連団体等をもって構成する。

行田市建築物耐震改修促進計画

発行 行田市 平成21年3月
編集 行田市都市整備部開発指導課
〒361-8601 行田市本丸2番5号
TEL 048-556-1111 FAX 048-553-2521
ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp>
電子メール kaihatu@city.gyoda.lg.jp